令和８年度　仕様書

工事名称　　旧豊田本自警消防隊火の見やぐら解体工事

工事場所　　川越市豊田本４丁目２４番地２

工事の大要
旧豊田本自警消防隊火の見やぐらを解体するものである。

鉄骨４脚　高さ１１．３ｍ
昭和２８年頃建設

１　解体工事　　一式

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

名　　　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
建築工事	1	式		
計				

旧豊田本自警消防隊火の見やぐら

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
直接仮設	1	式		
土工	1	式		
解体	1	式		
発生材処理（運搬）	1	式		
発生材処理（処分）	1	式		
計				

旧豊田本自警消防隊火の見やぐら解体工事

＜工事概要＞

1　工事名称　　旧豊田本自警消防隊火の見やぐら解体工事

2　工事場所　　川越市豊田本４丁目２４番地２

3　工事内容　　旧豊田本自警消防隊火の見やぐらを解体するものである。
火の見やぐら：昭和２８年頃　鉄骨４脚 高さ１１．３m
・解体工事　　一式

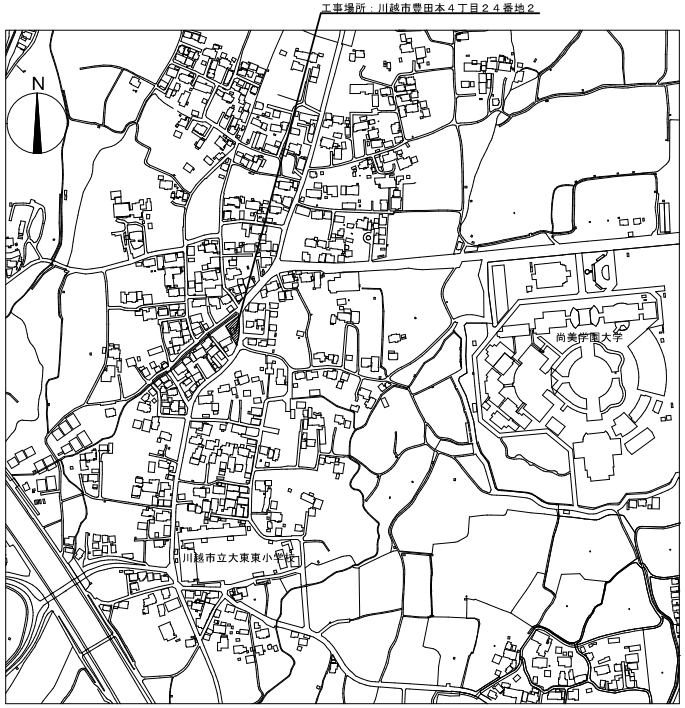
＜工事仕様＞

Ⅰ　共通事項　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(最新版)、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)最新版」及び「建築改修工事監理指針(最新版)」による。

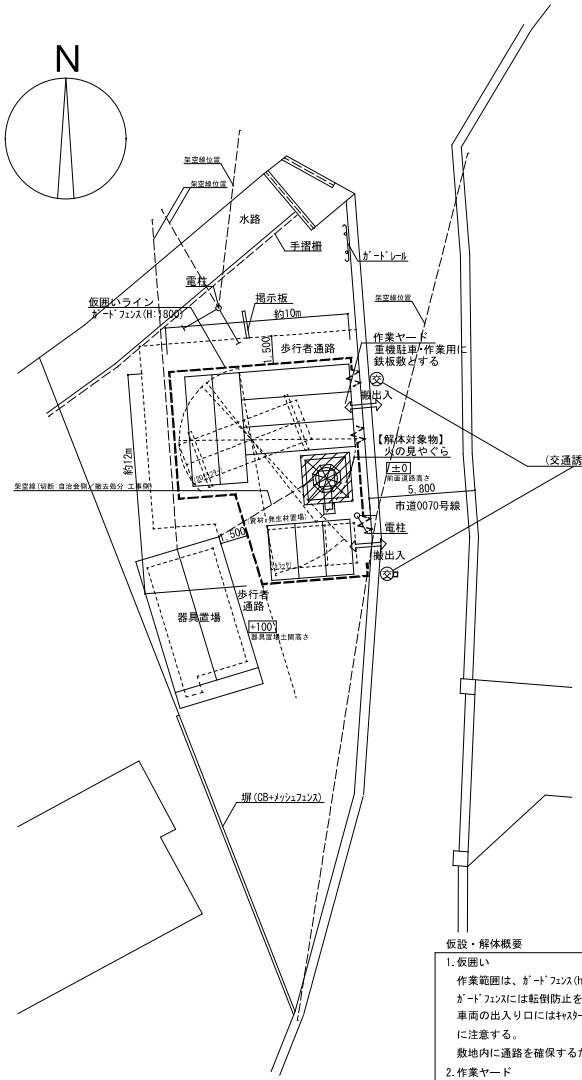
Ⅱ　特記仕様

	項　目	特　記　事　項
1 一般共通工事	1）記録写真	《工事写真》工事の進捗を示すもので着工前を含め各工程撮影し、施工が適切であることを証明し、内容が明確に確認できること。工事完成後では、確認困難なところを撮影する。 《完成写真》解体の完了を示す写真を撮影する。 《撮影要領》写真は、小黒板等を用い、工事名、工種又は使用材料、撮影対象の箇所、寸法、略図などを記入し、必要に応じてテープ、箱尺などを使用する。 《提出》写真はＡ４ファイルに整理し、１部提出のこと。
	2）実施工程表	工事着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受けること。
	3）施工計画書の記載	①工事着手の時期及び工程　②分別解体等の計画（分別解体作業場所・搬出経路・解体方法） ③使用する重機及び車両　④その他
	4）発生材処理	本工事における現場発生材は、関係法令に基づき自らの責任で適正に処理すること。 工事着手前に、収集運搬業許可証(写)、処分業許可証(写)、収集・運搬・処理委託契約書(写)等を添付した廃材処分計画書を作成し、提出すること。 有価物については、処分先の受領を証明する書類を提出すること。 最終処分終了後は、監督員に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提示すること。(電子マニフェストは除く。また、工期内に処理先の事情等により提示できない場合は、届き次第提示のこと。)
	5）工事実績情報	請負金額５００万円以上の工事については、工事実績情報システム「ＣＯＲＩＮＳ」により、受注登録,竣工登録を行うこと。また、登録内容確認書を提出すること。
	6）ﾘｻｲｸﾙ情報の整理	請負金額１００万円以上の工事については、国土交通省「コブリス・プラス」（指定するバージョン）にて作成すること。
	7）保険等	火災保険・建設工事保険・法定外の労災保険に加入し、その証券の写しを提出すること。 （期間は、工事完成期日後14日を含む期間。）
	8）週休２日制適用工事	本工事は週休２日制適用工事の対象工事である。実施は川越地区消防組合週休２日制適用工事要領（建築工事）によるものとする。要領は、川越地区消防組合ホームページで確認すること。
	9）疑義	図面、仕様等の相違、明記の無い時又は施工上の疑義が生じた時は、監督員と協議の上施工すること。
	10）施工体制台帳等	工事の一部を下請施工させる場合は、下請負人に関する事項等を記載した施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督員に提出すること。(建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき作成) また、工事看板及び建設業許可票、労災保険関係成立票、施工体系図、再生資源利用(促進)計画書は工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。
	11）諸手続き	前面道路を使用して工事を行う場合は、適切な許可を得て行うものとし、それに係る費用を含め全て本工事に含む。
	12）その他	施工にあたり関係機関と充分協議し、事前協議及び申請等は速やかに処理すること。 工事中は事故の無いように充分留意し、災害防止には万全の策を講じること。 工事による破損は復旧のこと。(必要に応じ、敷き鉄板等の養生を行うこと。) 解体工事の施工にあたり、関係法令等を遵守すること。
2 仮設工事	1）仮囲い	ガードフェンス程度（H=1,800）
	2）足場	一側足場　防音シート張り
	3）工事用電力・水道	電気：既存施設の利用　できない　　水道：既存施設の利用　できない
	4）交通誘導員	作業日全日数配置すること。必要に応じて増員。
	5）その他	関係機関との協議については受注者負担とする。
3 解体工事	1）工事範囲	火の見やぐら：鉄骨４脚　11.3m　、基礎、基礎砕石 ※アンテナは、自治会で保存するため、取り外し後、監督員に提出すること。（処分不可）
	2）分別解体	工事影響範囲内（建物内外部）の設備、配管、配線等機器の撤去は、受注者の負担にて行うこと。 解体工事は、原則手作業及び機械併用にて行うものとし、 受注者は分別解体に努めること。 [標準的な作業手順] ①建築設備の取り外し ②外装材、構造耐力上主要な部分の取り壊し ③基礎の取り壊し
	3）使用機械	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。
	4）場内管理	解体により発生した廃棄物は、敷地内で焼却又は埋め立ててはならない。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆う等、環境対策に万全を期すこと。
	5）解体後の整地	整地高さは現況ＧＬとし、埋戻し 山砂（Ａ種）を施したのち、砕石（C-40）敷設のうえ締固めを行うこと。
	6）近隣に対する周知	工事に先立ち、監督員と工程、作業方法等を打ち合わせの上、近隣住民に周知する。
	7）留意事項	電線に近接する作業をする場合は、適切に電線保護したうえで作業すること。 解体にあたり、近接する道路側溝等に注意すること。 破損した場合、現況復旧すること。 前面道路は車両通行が多く、通学路となっている。
	8）環境・安全対策	工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などが無いよう、万全の対策を講じること。 周囲の環境に配慮し、駐車中のダンプトラック等はエンジンを切ること。
4 再資源化等	1）受注者が行う手続き	《工事着手前》 ①再生資源利用（促進）計画書の作成及び発注者への提出 資源有効利用促進法等に基づき、「再生資源利用（促進）計画書」（様式指定あり）、工事登録証明書を建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)により作成し、施工計画書に含め提出すること。 「再生資源利用促進計画」を工事現場の見やすい場所に掲示する。 《工事完了時》 ①再生資源利用（促進）実施書の作成及び発注者への提出 資源有効利用促進法等に基づき、「再生資源利用（促進）実施書」（様式指定あり）、工事登録証明書を同システムにより作成し、1部提出すること。
	2）注意事項	蛍光管は、再資源化施設に搬入すること。 照明器具の安定器は、全数PCB含有確認を行い、監督員に報告すること。 特別管理産業廃棄物がある場合は、監督員に報告すること。
5 環境配慮改修	石綿含有建材の除去 1）一般事項	石綿を重量で０．１%を超えて含有する成形板の除却工事に適用する。 大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、石綿障害予防規則(以下、石綿則)、環境省マニュアル、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき施工を行う。 石綿則に基づき、石綿作業主任者を選任すること。 除去作業者は、石綿則に基づく特別教育を受けた者であり、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で肺機能に異常がない者とすること。
	2）除去工事の共通事項	~~施工計画書を作成し、監督員に提出して承諾を得た後に施工すること。~~ ~~法令等で定められた掲示及び表示を改修工事標準仕様書に基づき行うこと。~~ 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している成形板等の使用の有無について調査し、監督員に報告すること。(貸与資料：石綿含有調査報告書) 石綿事前調査結果報告システム(Gビズ)の報告対象に該当する場合は、事前調査結果の報告を行うこと。
	3）石綿含有成形板の除去（レベル3）	対象物：①大平板　厚さ６mm(1階内部の壁及び天井、軒天(図面では大平板、調査報告書ではケイ酸カルシウム板第1種))　②窯業系サイディング(外壁)　③ルーフィングシート(屋根下葺き材) ④外壁防水シート　⑤シーリング(外壁建具廻り) 石綿含有成形板の除去は、石綿則に基づき、原形のまま、手ばらしで行う。ただし、原形のまま取り外すことが技術上著しく困難な場合は、監督員と協議すること。 保護具、保護衣及び作業衣は、石綿則に基づくものを使用すること。 石綿含有成形板の除去作業を行う施工区画は、当該関係者以外立入禁止とすること。 除去した石綿含有成形板の集積及び積込みは、粉じんの飛散防止に努め、飛散防止措置を講ずること。 除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分は、改修工事標準仕様書によること。 除去した石綿含有成形板は、安定型最終処分場で埋立処分すること。
	4）石綿粉じん濃度の測定	石綿含有成形板の除去に伴う石綿粉じん濃度の測定は行わない。

案内図（S:1/5,000）



株式会社建総合企画 一級建築士事務所	一級建築士事務所　埼玉県知事登録第11615号 一級建築士大臣登録　第348659号　櫻井 大地	ご承認	検図担当	設計担当	年/月/日 2026/10	工事名称 旧豊田本自警消防隊火の見やぐら解体工事	図面番号 A-01
					縮尺 図示	図面名称 特記仕様書・案内図	



配置図　S:1/200

仮設・解体概要

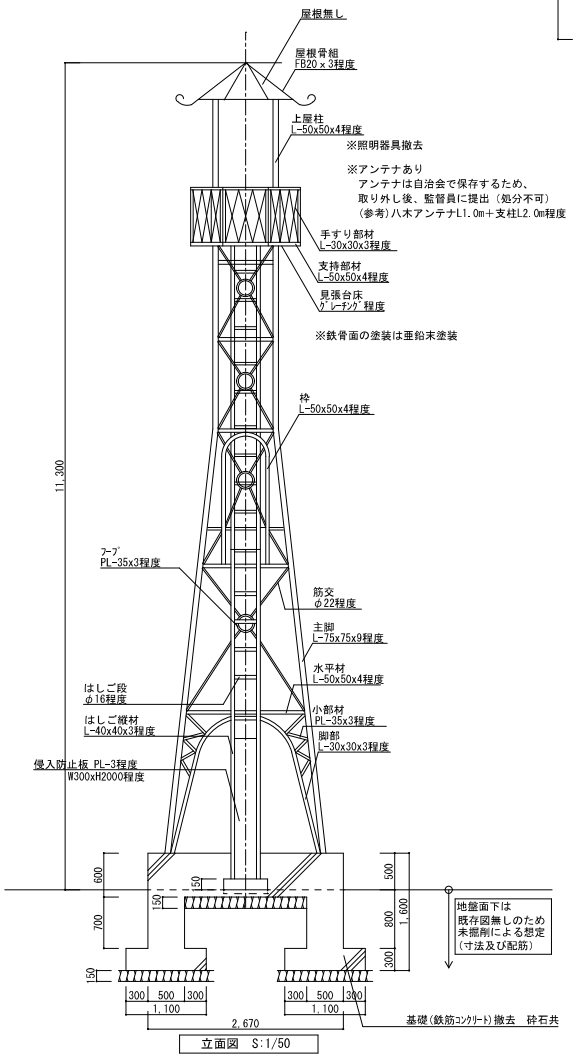
1.仮囲い
作業範囲は、ｶﾞｰﾄﾞﾌｪﾝｽ(h=1.8m)にて区画する。
ｶﾞｰﾄﾞﾌｪﾝｽには転倒防止を行う。
車両の出入り口にはｷｬｽﾀｰｹﾞｰﾄ（W=3.6m）を設置し、搬出入時は一般通行車両に注意する。
敷地内に通路を確保するため、既存の掲示板や建物から1.5m程度の離れをとる

2.作業ヤード
重機を使用する範囲は鉄板敷で地盤養生する。

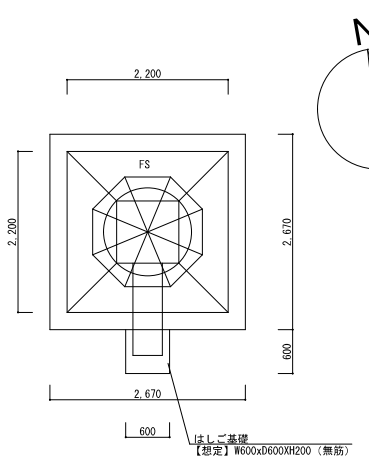
3.解体
撤去対象は、火の見やぐら本体及び基礎とする。
アンテナは撤去対象ではないため、取り外し後、監督員に提出すること。
近接した位置に電柱があるため、十分に留意すること

4.解体順序
①解体前：仮囲い内の電柱の養生
②設備の撤去：アンテナの取り外し(処分不可)
電気配線・照明器具の撤去・処分(切断は自治会側で行う)
③【任意】火の見やぐらの解体：クレーンで吊り適切に切断し、地上で解体。
④【任意】基礎の解体：残置物に注意し、解体重機により地上より解体。

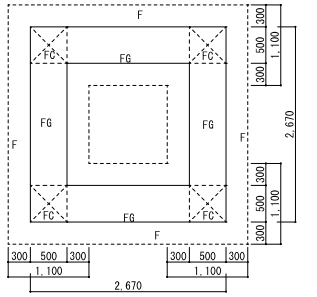
5.解体後
解体後、埋戻し 山砂（A種）を施したのち現状ＧＬ±０ 高さで砕石（C-40）厚100転圧とする。



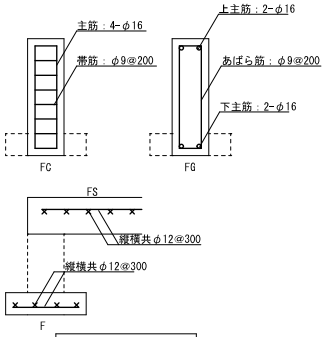
立面図　S:1/50



平面図　S:1/50



基礎伏参考図　S:1/50



配筋参考図　S:1/50

株式会社建総合企画 一級建築士事務所	一級建築士事務所　埼玉県知事登録第11615号 一級建築士大臣登録　第348659号　櫻井 大地	ご承認	検図担当	設計担当	年/月/日 2026/10 縮尺 図示	工事名称 旧豊田本自警消防隊火の見やぐら解体工事 図面名称 配置図、立面図、平面図、参考図	図面番号 A-02